

令和4年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 行政監査の報告
 - 2) 例月現金出納検査の報告（令和4年1月分）
 - 3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告
 - 4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
 - 5) 令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 6) 令和4年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに施政方針説明
 - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について
 - 議案上程（説明～質疑～討論～表決）
- 第 6 同意第 1号 副町長の選任について
 - 議案上程（説明）
- 第 7 議案第 4号 町道の認定について
- 第 8 議案第 5号 権利の放棄について
- 第 9 議案第 6号 権利の放棄について
- 第10 議案第 7号 権利の放棄について
- 第11 議案第 8号 権利の放棄について
- 第12 議案第 9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

て

- 第15 議案第12号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第16 議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第17 議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号
- 第18 議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号
- 第19 議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第20 議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第21 議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号
- 第22 議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	本間和彦君	企画財政課長	高橋穰君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	藤田信晴君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	高階優君	建設課長	木村英彰君
会計管理者兼 出納室長	奥山智佳等君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 農事務局長	大澤修君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	武田浩之君
生涯学習課長	佐々木寿人君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋博和	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、鈴木良勝君、1番、熊谷隆一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から14日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から会期の日程についてをご報告申し上げます。

2月22日招集告示されました令和4年第3回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長

の提案に係るものとして、議案書記載のとおり専決処分事項の報告のほか副町長の同意案件、町道認定、権利案件、条例の一部改正、特別会計への繰入額案件、令和3年度各会計の補正予算、令和4年度各会計当初予算であります。

議会関係としては、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

令和4年度各会計当初予算に係る関連議案は、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることといたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は本日3月1日から3月14日までの14日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに施政方針説明があり、続いて報告第1号の説明を受け、次に、同意第1号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第4号から議案第19号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月2日は、午前10時より本会議を再開し、議案第20号から議案第25号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

3月3日は、本会議を休会し、一般質問の通告締切りを午前11時までとします。

3月4日は、午前10時から本会議を再開し、議案第4号から議案第19号までの質疑、討論、表決を行い、続いて議案第20号から議案第25号までの総括質疑を行い、その後予算特別委員会を設置し、付託をする予定です。

3月5日から10日までは、本会議を休会といたします。休会中の日程ですが、7日、8日は予算特別委員会を開催し、予算審査を行います。

3月9日と10日は、各常任委員会を開催の予定です。

3月11日は、午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

3月12日から13日までは、本会議を休会といたします。

3月14日は、午前10時から本会議を再開し、議案第20号から議案第25号までの予算の審査結果について、予算特別委員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果について常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より行政監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月現金出納検査令和4年1月分の結果報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和4年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに施政方針説明を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。

町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和4年第3回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンの追加接種について報告いたします。

2月13日から65歳以上の高齢者に対する公共施設での集団接種を開始し、2月27日までに2,643人の方が3回目の接種を終えております。なお、高齢者への接種については、3月15日で終了する見込みです。

2回目接種完了から6か月を経過する64歳以下の方へは、順次接種券を送付しており、この接種券は国、県及び職域での接種にも使用できますので、様々な接種機会を捉えて接種していただ

きたいと思います。

また、5歳から11歳までの小児に対するワクチン接種については、3月13日から開始し、年齢の高い順に接種を進めていく予定で事前に保護者に対する情報提供を行い、十分な理解の下で接種を検討していただけるよう2月16日にパンフレットを送付済みです。予約受付は、3月4日から開始いたします。

これらのワクチン接種については、国からのワクチン供給量を踏まえ順次実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等について報告いたします。なお、いずれも2月28日現在のものです。

対象児童1人につき10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業のうち、申請が必要な高校生及び公務員世帯等については、360世帯に4,930万円を給付しております。

住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を給付する臨時特別給付金事業については、1,653世帯に対し1億6,530万円を給付しております。なお、給付率は92.87%となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防に対する負担が大きくなっている低所得者及び子育て世帯に対し1人当たり1万円の生活応援商品券を給付する新型コロナウイルス対策生活応援商品券事業については、12月28日に受付を終了し、非課税世帯1,548世帯、子育て世帯882世帯の方へ商品券を給付しました。

町内経済の回復を支援するために販売したプレミアム応援券については、2月16日に使用期限が終了し、2月4日現在の使用換金率は84.1%で、金額にすると5,348万3,600円です。

事業者の雇用促進を支援する雇用促進支援金については、3件75万円の給付を決定しております。

次に、今冬の降雪等の状況についてですが、町内6か所の観測地点における最大の平均積雪量は、2月8日の184.2センチメートルでした。

早朝一斉除雪の出動回数は、2月28日現在で12月6回、1月18回、2月13回計37回となっております。また、見通しの悪くなった交差点部の排雪作業を随時実施しました。

2月28日現在の大雪等による被害状況については、空き家の全壊が1棟、空き店舗の屋根破損が1棟、車庫の全壊が1棟、パイプハウスの一部破損が2棟となっております。

次に、第2次美郷町総合計画におけるリーディングプロジェクトについて報告いたします。

1つ目は、豊かさ実感プロジェクトについてですが、セルフケアの推進強化及び健康寿命の延伸を目的として実施している健康増進事業ですが、1月末までに健康教室は2地区で開催し延べ27人、「スマー糖減す教室」は8回開催し延べ103人、「ぐっと楽運動教室」は125回開催し延べ

4, 128人が参加しております。

2つ目は、交流促進プロジェクトについてですが、日本航空株式会社との連携協力協定に基づき実施している「JAL空育折り紙ヒコーキ教室」及び地域貢献活動ウインターキャンプについては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ中止いたしました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、福祉保健課関係ですが、原油価格の高騰を受け、町県民税非課税世帯への灯油購入費を助成する灯油購入費緊急助成事業については、2月28日現在、申請のあった1,280世帯に768万円を給付しております。

次に、農政課関係ですが、米の生産数量の参考指標となる令和4年産米の秋田県の生産の目安が提示されたことに伴い、美郷町地域農業再生協議会にて町の生産の目安を前年度比0.25ポイント減の53.69%とし、各方針作成者に提示しました。なお、農業者ごとの生産の目安の提示は、各方針作成者に委ねることとなります。

また、同協議会において令和4年度の産地交付金の作物別単価を決定し、広報美郷お知らせ版3月号に掲載を予定しており、3月16日にはこれらの内容と国、県の施策等に関する説明会を開催し、農家への周知を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、12月から2月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事7件、歩道工事1件を発注しました。なお、豪雪に伴い年度内完成が見込めない11件の事業について、本定例会に関係予算の繰越明許を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、生涯学習課関係ですが、秋田県美術展覧会第19回仙北地域展を1月15日から2月27日まで学友館で開催しました。昨年6月に開催された第63回秋田県美術展覧会の入賞、入選者のうち大仙市、仙北市、美郷町の作家の作品129点を展示し、期間中は421人の方から鑑賞いただきました。

行政報告の最後になりますが、副町長佐々木敬治氏から一身上の理由で今月31日をもって辞任したい旨の願いがあり、それを受理しました。佐々木氏には、平成17年4月1日から17年間にわたり、各般にわたるまちづくりの取組に大変にご尽力いただきました。心から感謝を申し上げます。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第1号 専決処分事項の報告についてですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものです。

同意第1号 副町長の選任についてですが、本間和彦氏を副町長に選任したく、同意を求めるものです。

議案第4号 町道の認定についてですが、寄附された道路の認定についてお諮りするものです。

議案第5号から議案第8号 権利の放棄についてですが、水道料金、一時保育料金、一時保育給食費及び学校給食費に係る債権について債権額が少額で取立てに要する費用に満たないため、当該債権放棄したく、お諮りするものです。

議案第9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてですが、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、令和3年8月の人事院報告に基づく国家公務員の措置と同様に非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和したく、お諮りするものです。

議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、国における保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等に対する処遇改善に係る取扱いを踏まえ、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第12号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について及び議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてですが、一般会計からの繰入れにより各事業の円滑な推進を図るため、それぞれお諮りするものです。

議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号についてですが、農地集積加速化基盤整備事業費負担金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額及びその他事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてですが、特別交付金の増額及び事業実績に伴う増減等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号及び議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号についてですが、水道料金の増額

及び事業実績による事業費の減額等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

なお、議案第20号から議案第25号までの令和4年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算については、令和4年度施政方針で詳細を申し述べますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

引き続き、令和4年度の町政運営に関する基本的な考えを申し述べ、併せて予算案の編成方針及び概要についてご説明申し上げます。

美郷町は、これまで町民一人一人が住みよさを実感できるまちづくりと美郷ならではの特色あるまちづくりを目指して各般の施策を展開してまいりました。この間、町民各位並びに議員各位には、幅広くご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、町では、令和4年度から8年間のまちづくりの指針と重点施策等を示す第3次美郷町総合計画を本年2月に策定いたしました。まちづくりの将来像とした「美郷らしさを誇り、語りたくなるまち」の実現を目指し、前期行動計画では令和4年度から4年間の重点施策及び重点事業を定め、各般の施策を計画的かつ積極的に推進してまいります。

また、いまだ収束が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、社会経済情勢や行政を取り巻く環境の変化に伴う新たな行政ニーズや課題等にもしっかりと対応できるよう、各般の施策を的確な判断と迅速な行動で推進してまいりたいと考えております。

なお、事業展開を支える財政については、プライマリーバランス黒字経営を意識した財政運営に留意するとともに、経常的経費の削減等による財政健全化の取組の継続により比較的良好な状況で推移しており、引き続き意を払ってまいります。

こうした考え方や状況を踏まえた上での令和4年度予算案の概要についてですが、一般会計予算案は114億1,103万4,000円で、令和3年度と比べ2.1%の増となっております。

まず、歳入について申し上げます。

町税については、毎月勤労統計調査等の結果から給与所得は若干の増額が見込まれるものの、農業所得は米の需要減による米価の引下げ等により減少が見込まれるため、個人の町民税は令和3年度と比べ減額で計上しております。法人の町民税は、コロナ禍の影響はあるものの「全体としては持ち直ししている」という県内金融経済概況の判断を基に若干の増額で計上しております。固定資産税は、地価の下落傾向は継続しているものの、償却資産はここ数年の平均伸び率を基に

増加を見込んだことなどから増額で計上しております。軽自動車税は、区分ごとの台数の増減傾向を加味して算出し、ほぼ同額で計上しております。町たばこ税は、喫煙人口が減少傾向にあることから減額で計上しております。入湯税は、コロナ禍の影響により減額で計上しております。

地方交付税については、令和3年度の交付額等を基に、総務省が公表した令和4年度地方財政計画での伸び率等を勘案し増額で計上しております。

町債については、事業費への充当率と交付税算入率で有利な過疎対策事業債や合併特例債、緊急自然災害防止対策事業債等を事業ごとに選択するとともに、繰入金については、公共施設整備基金等を繰入れ、後年度の多様な財政需要に応えられるよう財政調整基金からの繰入れは控えております。

続いて、歳出について申し上げます。

一般会計については、令和4年度を初年度とする第3次美郷町総合計画前期行動計画の積極的な推進を意識した予算案としております。

経常的経費については、平成26年度から継続して推進しております財政健全化の取組に沿った予算編成に努めております。政策的経費については、子育て支援の充実、教育環境の整備、産業の振興、定住・移住の推進及び滞在型観光の充実につながる取組などに積極的に予算を配分しております。

また、特別会計及び水道事業会計については、制度改正等の情報を的確に捉え、受益者負担の原則にのっとり適正な予算の計上に努めております。

このうち、国民健康保険特別会計については、被保険者数の減少や被保険者の所得状況の見込み、歳入の普通交付金等公費及び歳出の事業費納付金、保険給付費等の動向を見通した予算編成を行っております。

また、水道事業会計については、安全で安定した水道水を引き続き供給するため、施設の適切な維持等を意識した予算編成を行っております。

こうして編成した4つの特別会計並びに水道事業会計の予算案は、国民健康保険特別会計が22億7,725万9,000円で令和3年度と比較して0.3%の増、下水道事業特別会計が2億5,016万1,000円で15.9%の増、農業集落排水事業特別会計が1億8,623万5,000円で0.7%の減、後期高齢者医療特別会計が2億2,753万3,000円で0.9%の増、水道事業会計が7億8,360万5,000円で2.2%の減となっております。

次に、第3次美郷町総合計画で定めるまちづくりの6つの目標ごとに主な取組について申し上げます。

目標1「快適で安心して暮らせるまち」についてですが、道路網整備については、測量調査5路線、改良舗装工事5路線、歩道整備工事1路線、道路維持については、舗装補修工事23路線、道路側溝改修工事3路線、橋梁点検92橋、橋梁補修工事4橋、橋梁補修設計5橋を実施してまいります。

除雪関係については、過年度の実績等を踏まえた除雪予算を計上しているほか、老朽化した除雪機械の更新や中央通り線の消雪施設の更新工事及び点検整備を実施してまいります。

住宅リフォーム支援については、制度を開始して10年経過したことから、既に利用された方について一定の条件の下、再申請できるよう制度を拡充してまいります。

河川環境整備については、町管理の2河川の改修工事、4河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

水道施設整備については、老朽化が進んでいる黒沢地区の配水管布設替工事を継続するほか、水道施設のデジタル管理を進めるため千畑東部地区の水道施設管理システム構築業務に取り組んでまいります。

下水道施設整備については、農業集落排水飯詰処理区の公共下水道接続に向けた詳細設計及び管路清掃業務、新南部斎場建設工事に伴う公共下水道管切り回し工事を実施するほか、適正な施設運営に努めるとともに、加入を促進するため下水道接続工事費補助金の補助率及び交付限度額を拡充し、未接続者に啓発を行ってまいります。

空き家対策については、危険空き家の解体を加速させるため、危険空き家解体事業補助金の交付上限額を80万円から100万円に引き上げ、空き家所有者の自主解体につなげてまいります。

防災対策については、美郷町地域防災計画の見直しを行うとともに、現行のハザードマップについて土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の見直しを図るほか、ため池の決壊による浸水想定区域を加え、全戸配布してまいります。あわせて、スマートフォン等でも確認できるウェブ版防災ハザードマップも整備してまいります。

防火対策については、消防用小型ポンプを2台更新するとともに、熊野住宅付近の防火用水確保のため防火水槽を新設してまいります。昨年からの延期となっております秋田県消防協会大仙仙北美郷支部と共催の美郷町総合防災訓練は、本年10月に実施予定としており、災害発生時の適切な行動と防災、減災意識の向上につなげてまいります。

防犯対策については、子供に対する不審者等への対策を強化するため、町内3小学校の敷地内に防犯カメラを設置してまいります。また、関係機関との合同パトロールを実施した上で防犯灯の設置を推進してまいります。

交通安全対策については、危険交差点の改良に向けた測量調査を2か所実施するとともに、交通事故抑制のための啓発看板の設置及びカーブミラーの設置、補修を継続してまいります。

水環境保全については、水資源を育む水源涵養林の保全等を図るため植樹事業を継続するとともに、林道七滝山線整備工事を継続し、水源涵養保安林の多面的機能の維持増進や混交林化など七滝山の利活用を推進してまいります。また、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能増進を図るため、森林経営管理法に基づき民有林の適切な経営管理を推進してまいります。また、絶滅危惧種であり町の魚に指定しているイバラトミヨの生息調査を町内126か所の清水で実施してまいります。

地下水源涵養整備については、六郷地区の地下水源の安定的な確保のため、地下水涵養機能の拡充に向け取り組んでまいります。

脱炭素化については、温室効果ガスの排出を抑制するため、次世代自動車を2台導入してまいります。また、循環型社会の構築に向け、家庭ごみの排出抑制と再利用、再生利用を促進するため、ペットボトル等のリサイクルや小型家電製品、蛍光灯及び乾電池等の回収を継続するほか、小型家電回収ボックスを3か所増設しリサイクル拠点を整備してまいります。

目標2「健康で元気に暮らせるまち」についてですが、結婚支援については、新婚世帯への経済的支援を拡充するため新婚世帯の住宅取得、住宅賃借及び引っ越し費用を助成する結婚新生活支援事業の対象経費に住宅リフォーム費用を追加してまいります。

出産・子育て支援については、子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和2年度から開始した出生祝い金の支給に加え、小中学校入学時の入学祝い金の支給を令和5年度入学対象児から開始してまいります。

児童福祉については、育児不安の軽減や子供の虐待予防に努めるため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携するとともに、本年4月に設置予定の子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター機能の周知を図ってまいります。

健康づくりについては、健康づくり意識を醸成するため、セルフケアを推進するとともに幼児期から高齢者までの一貫した取組を推進してまいります。また、若年時から生活習慣病の予防と健康意識の向上を図るため、運動・休養・栄養を健康の三本柱とした取組を町内の認定こども園及び小中学校との連携を強化し継続してまいります。

心の健康づくりについては、問題が深刻になる前に対策を講じることで将来的な自殺リスクの低減を図るため、子供のSOSの出し方に関する研修会を児童生徒を対象に開催してまいります。

予防接種については、令和元年度から実施しております昭和37年4月2日から昭和54年4月1

日生まれの男性に対する風疹抗体検査・予防接種事業が令和6年度まで延長となったことから、未実施者に対する勸奨を継続してまいります。また、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期予防接種は、個別勸奨を本年4月から順次行い、標準接種年齢に当たる13歳から16歳の女子に加え、平成25年6月の積極的な接種の差し控えにより接種機会を逃した対象者にも接種機会を提供してまいります。

高齢者・障害者支援については、高齢者等の健康満足感の向上を図るため、介護予防教室の開催や温泉利用料金、はり、きゅう、マッサージ料金の助成、軽度生活支援等を継続してまいります。また、障害者支援の充実を図るため、第6期美郷町障害福祉計画に基づき生活介護など各種サービス等の周知に努めてまいります。

施設的环境整備では、利用者の利便性の向上を図るため、中央ふれあい館の土足化工事を実施してまいります。

認知症対策については、認知症の理解、予防、早期発見、早期対応につながる取組の充実を図るため、町立図書館内に認知症に関する本を集めた認知症コーナーを新設するほか認知症予防教室や講演会、町の催しに合わせた出張相談会等を開催し、気軽に相談できる機会を増やしてまいります。

社会福祉については、生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図るため、生活困窮者等相談支援員による一次的な相談等を行ってまいります。また、美郷町社会福祉協議会との連携により、本年3月に策定する第3期美郷町地域福祉計画、第4期美郷町地域福祉活動計画に基づき各般の施策を推進してまいります。

目標3「豊かな心と人材を育てるまち」についてですが、学力向上対策については、学力・学習状況調査等の分析結果に基づく授業改善や研修会等の継続と充実により教師の指導力の向上を図るとともに、新聞活用により学習意欲や読解力を伸ばす教育、児童生徒1人1台のタブレット端末をはじめとするICT機器を活用した学びの充実を図ってまいります。

ふるさと教育・キャリア教育については、小学校5、6年生と中学生を対象とした学習教材「ふるさと美郷の宝箱」を制作し、ふるさとを学びのキャンパスとした美郷ふるさと活動を推進してまいります。また、キャリア教育を推進するため、小中学校の職場体験学習を充実させてまいります。

美郷オリジナル絵本の制作については、郷土愛を深め豊かな心を育む幼児向けのストーリーを今年度中に完成させ、令和4年度は美郷大使である絵本作家の永田 萌氏に挿絵の描画を依頼してまいります。

豊かな感性・創造力の育成については、ふるさと美郷子ども育成基金を活用して一流の芸術を鑑賞する「ほんもの講座」を開催するほか、「鴻鵠の志」育成基金を活用して、小学校6年生と中学生を対象とした講演会の開催や自由研究コンテストで優秀な成績を修めた児童に研修機会を提供してまいります。

成人教育については、各界の第一線で活躍されている方々を講師に迎え、「意（い・こころ）」を共通テーマに美郷カレッジを引き続き開催してまいります。

芸術・文化活動については、町出身の美術家に焦点を当てた学友館特別展として、北東北の山々を撮影し秋田魁新報に掲載されている写真家の大川清一氏の写真展と、画家の渋谷重弘氏、故・高橋清見氏、故・藤井 勉氏の町所蔵等の絵画を展示する仮称「美郷の画家三人展」を開催してまいります。また、芸術文化活動の活性化を図るため、交流自治体の芸術文化団体との人や作品を通じた交流を新たに実施してまいります。

民俗文化財の継承については、国指定重要無形文化財「六郷のカマクラ」及び「わら文化」の後継者育成に活用する映像資料の作成に取り組んでまいります。

読書・視聴覚環境については、図書に親しむ機会の提供や魅力ある図書館とするため蔵書の充実を引き続き取り組むほか、映像や音楽を視聴できるブースを館内に新たに設置してまいります。

生涯スポーツについては、企業連携事業として、ヨネックス株式会社のご協力による一流アスリートを迎えてのバドミントンやソフトテニスのクリニックを実施するほか、株式会社モンベルのご協力による美郷中学校の生徒を対象とした登山教室を引き続き開催してまいります。

施設的环境整備については、認定こども園では保育環境の充実を図るため、千畑なかよし園の空調設備改修工事や仙南すこやか園の床暖房設備改修工事、屋外遊具の改修等を実施してまいります。小中学校では、施設の長寿命化と良好な教育環境を維持するため、千畑小学校の校舎屋根改修工事や管理棟空調設備改修工事、美郷中学校の中央棟平屋部屋根改修工事等を実施してまいります。

社会教育施設では、利用者の利便性の向上と施設の長寿命化を図るため、図書館及び歴史民俗資料館の土足化工事、学友館の屋根塗装工事や屋上防水工事等を実施してまいります。

社会体育施設では、施設の安全管理と長寿命化、利用者の利便性の向上を図るため、総合体育館の防火扉改修工事や非常照明バッテリー更新工事、野球場のメインスタンド塗装工事やトイレ洋式化工事等を実施してまいります。

目標4「働く喜びと活力があふれるまち」についてですが、営農形態の強化と生産性の向上については、米産地の強化と美郷米の地位向上を図るためサキホコレ作付応援事業を創設し、令和

4年産から一般作付が開始するサキホコレへの作付農家を支援してまいります。

また、産地形成及び町内の産物のブランド化を推進するため、農業経営の複合化等に要する機械等の導入を支援するとともに作物転換総合支援事業の拡大面積要件の緩和など事業内容を見直し、美郷推進作物と美郷ブランド作物の新規作付、規模拡大に取り組む経営体に対してソフト、ハードの両面から総合的に支援してまいります。

キキョウ及びエイジツ等の薬用植物は、作付並びに出荷拡大への支援を継続するとともに、増産に向けた環境整備に取り組んでまいります。

さらに、食品衛生法改正に伴い影響が見込まれる漬物製造業の事業継続と農業経営の多角化を支援するため、6次産業化推進事業を拡充してまいります。

生産基盤の整備については、効率的で収益性の高い農業経営を推進するため、継続地区である金沢、畑屋中央、鏑田南谷地及び明田地野際地区に加え、新規採択を目指す六郷西部第2地区及び大坂善知鳥地区を支援してまいります。

担い手確保については、農業者の確保を図るため、営農継続に要する機械等の導入及び就農前の農業研修による技術習得を支援するとともに新規就農者への支援を拡充し、経営確立資金に加え機械等の導入資金により一層の経営確立を支援してまいります。また、農地集積は、新規作付及び規模拡大を図る経営体に対して農地中間管理機構と連携して取り組んでまいります。

地域循環型農業については、美郷町堆肥センターの機能強化のため、公益社団法人秋田県農業公社と連携して発酵処理棟及び副資材保管庫等を整備してまいります。また、美郷町アクティセンターの老朽化した設備の更新等のストックマネジメントを実施し、令和4年度完了を目指して取り組んでまいります。堆肥「美郷の大地」を活用した土づくりへの支援事業を統合、拡充し、循環型農業土づくり応援事業として継続するほか、サキホコレへの堆肥施用効果の実証試験を行い、地域循環型農業を推進してまいります。

商業振興については、町特産品のイメージアップにつなげるため、町ブランド認定事業により消費者から支持された認定商品及び美郷雪華酵母等を活用した美郷雪華コレクション等の町内特産品を各種イベントや商談会で積極的にPRできるように支援してまいります。また、町内事業者の販路拡大を支援するため、インターネットを利用した販路開拓の環境整備費用を助成するインターネット販売販路開拓支援事業を新たに実施してまいります。さらに、町内空き物件を活用した出店を促進するため、空き物件の整備及び借り上げに対して費用を助成する空き店舗等対策事業を引き続き実施してまいります。

企業支援については、美郷町中小企業振興条例に基づき、中小企業の事業継続を支援するため

生産性向上に資する設備投資に対する奨励金の交付、経営安定に資する保証料や利子補給、新分野への進出及び町内で起業する事業者への支援を継続してまいります。また、中小企業の経営力向上につなげるため、美郷町産業大使による経営塾を引き続き開催してまいります。

就業支援については、資格取得及び技術習得に係る支援を継続するとともに、町内企業の雇用環境を維持するため、新たに町民を雇用した町内事業所に対して支援金を給付する雇用促進支援事業の対象者に中途採用者等を追加し、町内事業者への支援を拡充してまいります。

目標5「賑わいで活気があふれるまち」についてですが、定住・移住支援については、定住者の増加につなげるため、これまで40歳未満または18歳未満の子供を扶養する方を対象としておりました美郷暮らし促進奨励金を40歳以上の方に拡大して実施するほか、移住希望者に対しては、移住プロモーション動画及び移住相談会等を活用して町の魅力や移住支援制度の情報発信を強化してまいります。

また、空き家等情報登録制度、いわゆる空き家バンクの登録物件の増加を図るため、登録物件が成約された場合、物件所有者へ新たに奨励金を交付するほか、空き家等を活用した賃貸住宅等の整備を支援する空き家等活用移住定住促進事業を継続し、未利用資産の活用につなげてまいります。さらに、定住促進の一環として本町に住所登録し移住する勤労者で貸与を受けている奨学金を返還する場合、返還金の一部を助成する奨学金返還助成事業を開始してまいります。

観光施設の整備については、今年度実施した名水市場湧太郎並びに観光案内休憩所の基本設計に基づき、両施設の整備に向けた実施設計業務を進めてまいります。名水市場湧太郎については、本町を訪れた観光客に加え、より多くの町民からも気軽にご利用いただける施設とすることで町なかのにぎわい創出につながるよう整備してまいります。観光案内休憩所については、1階に加えて2階も有効活用することにより休憩、交流機能を拡充するほか、観光客等が本町の水環境により興味を持っていただける施設とするため湧水に関する学習機能を整備してまいります。

体験型・滞在型観光については、アウトドア志向の高まりを踏まえ、雁の里ふれあいの森キャンプ場ではバンガローの改修、フリーサイトスペースの拡充、芝地の整備等を実施してまいります。また、山岳フィールドの取組として、七滝山では新たな登山ルート of 整備及び危険箇所への階段の設置、女神山では今年度整備した新道を含む2本の登山道の整備を継続してまいります。また、観光客等の受入れ体制の充実を図るため、ネイチャーガイド育成カリキュラムに基づき認定ガイドを対象とした研修を実施するほか、新たなカリキュラムとして仏沢ため池での体験を想定したカヌーガイドの育成も進めてまいります。

さらに、観光客の町内周遊を促進するためレンタサイクル事業を拡充し、今年度整備した観光

モデルルートも活用しながら、地域資源の点と点をつなぎ観光客の滞在時間を延ばす取組を行ってまいります。

また、今年度整備した観光情報データベースの本格的な運用開始により情報発信の充実を図るほか、町民と連携した情報発信の取組としてSNS講習会の開催など美郷町観光振興計画の実現に向けた各般の取組を推進してまいります。

企業・都市交流については、交流人口及び関係人口の拡大につなげるため、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見極めながら、企業及び関係自治体等との交流、連携を引き続き推進してまいります。また、連携協力協定を締結しております日本航空株式会社との関係強化及びさらなる町内経済の回復の一助として、航空機を利用した町民に町内で使用可能な美郷町地域振興券を給付する連携企業応援事業を新たに実施してまいります。

国際交流については、これまで築いてきたタイ王国との交流を踏まえつつ、異文化理解を促進するため、本年7月に秋田市で開催予定のヨネックス秋田マスターズ2022バドミントン選手権大会に出場予定のタイバドミントンナショナルチームの合宿の受入れや町民との交流を実施してまいります。また、美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流を、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を見極め実施してまいります。

目標6「質の高い行政経営を進めるまち」についてですが、今後のまちづくりをより町民目線で円滑に推進するため、広聴活動の新たな取組として町政お気づきモニター制度を導入してまいります。

また、デジタル技術の活用による町民の利便性の向上と業務の効率化を図る取組を計画的に進めるため、デジタル推進計画を策定してまいります。その一環として、町民が役場の窓口に来ることなく、パソコンやスマートフォンを使用して様々な申請等を可能とする行政手続のオンライン化に取り組むとともに、町税や各種利用料、使用料の支払いのスマホ決済や窓口でのキャッシュレス決済を導入してまいります。

職員体制については、地域おこし企業人交流プログラムにより、昨年度に引き続き日本航空株式会社のグループ会社社員を受け入れるとともに、改めて相互の人事交流を図り、民間企業の視点による職員の資質向上を図ってまいります。

また、人口減少や少子高齢化を見据え事務事業の見直しを行う仮称「業務最適化計画」を策定し、限られた職員体制の中でさらなる住民サービスの維持、向上を図る取組を推進してまいります。

加えて、これまで申し述べました施策及び事業等を計画的に推進するため、プライマリーバラ

ンス黒字経営を意識した財政運営に引き続き留意するとともに、経常的経費の削減等による財政健全化の取組を継続してまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き各般にわたる対策に全庁を挙げて取り組んでまいります。

令和4年度予算案では、令和3年度から継続して新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するほか、国の令和3年度補正予算で配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止と地域経済対策の両面で効果的な事業を推進してまいります。

主な内容といたしましては、感染防止対策として児童生徒が学校行事やスポーツ大会等で県外に行き、帰県後に任意で行ったPCR検査費用の全額補助及び町の主要集会施設等の映像配信環境の整備のほか、行政経営の分野で申し述べました行政サービスでの支払いのキャッシュレス決済の導入等を実施してまいります。

また、地域経済対策として、町内経済のさらなる回復を支援するため町内で使用可能な美郷町地域振興券の給付及び割引販売、秋田県が実施しております新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証制度の認証飲食店の増加を図るため認証を受けた町内飲食店への支援金の給付、町出身の大学生等への町特産品贈呈のほか、商業振興の分野で申し述べました町内事業者向けのインターネット販売販路開拓への支援等を実施してまいります。

以上、令和4年度の町政推進の基本的な考え方や主な施策等について申し上げます。

少子高齢化の進展やそれに伴う各種制度の改廃、創設、脱炭素化や社会のデジタル化等の新たな行政課題への対応に加え、いまだ収束が見通せない新型コロナウイルスの感染予防対策及び経済対策など自治体を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中、美郷町としては、令和4年度もその変化を的確に捉えるとともに、必要な対策を迅速かつ柔軟に講じてまいることを意識して各般の取組を進めてまいりたいと存じます。

そのためにも、私を含む全職員が、状況の認識と把握、対応に高い意識を持ち最善の判断と最適な連携、迅速な行動に努めてまいりたいと存じます。その上で、町民一人一人が住みよさを一層実感できる美郷町となるよう、町の特色である美郷らしさを一層実感でき、誇りを持って語れる美郷町となるよう引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

町民各位には、こうした方針にご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げますとともに、議員各位には、引き続き一体となってまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいま申し上げました施政方針の中で、議員お手元の10ページのところにありますが、定住促進の一環として本町に住所登録し、私は移住する就労者と申しましたが、居住する就労者に訂正いたします。

それから、最後のところで、全職員が状況の認識、把握、対応に高い意識を持ち最善の判断と最適な連携と申しましたが、適切な連携でありますので訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第5、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第1号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和4年1月13日に美郷町野中宇中明子地内で発生した車両損壊事故について、令和4年2月18日に示談が成立し、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

相手方は、様でございます。

事故の概要は、町職員運転の公用車が野中宇中明子地内を走行中、対向してきた相手方車両が店舗駐車場に入るため右折しようとした際、歩道脇の雪壁に衝突し、公用車の走行車線内で停止しました。町職員はブレーキをかけ回避しようとしたのですが、路面凍結により避けきれず、相手方車両に接触し損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害賠償額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

次に提案される議案は、総務課長本間和彦君に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（午前10時57分）

（午前10時57分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、同意第1号 副町長の選任についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在副町長である佐々木敬治氏の辞職に伴い、後任の副町長として本間和彦氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により提案するものです。

本間氏は、昭和56年に入庁し、総務、企画を中心に職務を重ね、平成25年に企画財政課長、平成30年から現職の総務課長を務めております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任については、原案に同意することに決しました。

本間和彦君を入場させてください。

暫時休憩いたします。

（午前10時59分）

（午前10時59分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前11時00分)

(午前11時10分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第7、議案第4号 町道の認定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第4号につきましてご説明いたします。

認定する路線の位置につきましては、議案資料集1ページから2ページに記載しておりますので、併せてご覧願います。

今回町道認定に付すべき路線は、宅地造成に伴い民間が整備した道路で、町に寄附の申出がなされたものでございます。

町では、関係要綱に基づき審査した結果、受納を決定したもので、6ページに記載の計6路線460メートルを道路認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定に基づき議決をお願いするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第4号の説明が終わりました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第8、議案第5号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第5号につきましてご説明いたします。

はじめに、放棄する権利ですが、水道料金債権1件で、平成17年5月分から平成18年9月分までの水道料金3万3,895円であります。

次に、当債権に関するこれまでの対応についてご説明いたします。

当債権は、債務者が平成19年3月6日に静岡県へ転出して以降、郵便による催促及び催告書を

送付しておりましたが、滞納解消に至らず、令和2年12月21日静岡県沼津簡易裁判所に対し支払い督促を申立てました。債務者からの異議申立てがないことから、令和3年3月2日に仮執行宣言付支払い督促が受理されたところです。

しかしながら、その後も債務者との連絡が取れないことから、令和4年1月18日に地方自治法施行令第171条の5第3号の規定に基づき、当該債権を徴収停止としたところです。

今後も債権回収が見込めないことや債権額が少額で取立てに要する費用に満たないため、当該債権を放棄したく提案するものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第5号の説明が終わりました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第9、議案第6号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第6号についてご説明します。

はじめに、放棄する権利ですが、一時保育料金債権1件で、平成24年4月分から平成24年5月分までの一時保育料金1万6,000円となります。

次に、当債権に関するこれまでの対応についてご説明します。

当債権は、債務者が平成24年5月に愛知県へ転出して以降、郵便による督促状及び催告書の送付を行ってきました。しかしながら、滞納解消に至らず、令和3年1月6日及び26日の2回愛知県半田簡易裁判所に対し支払い督促を申立てましたが、いずれも不送達となりました。

今後の対応について半田簡易裁判所に伺ったところ、支払い督促を送達するためには債務者が住民登録のある住所に住んでいるか実地調査を行う必要があるとのことでした。このことを踏まえ、地方自治法施行令第171条の5第3号の規定に基づき、当該債権を徴収停止としたところです。

今後も債権回収が見込めないことや債権額が少額で取立てに要する費用に満たないため、当該債権を放棄したく提案するものです。

議案第6号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第6号の説明が終わりました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第10、議案第7号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第7号についてご説明いたします。

はじめに、放棄する権利ですが、一時保育給食費債権1件で、平成24年4月分から平成24年5月分までの一時保育給食費4,600円となります。

当債権につきましては、先ほどの議案第6号と同じ債務者であり関連性があることや、これまでの対応も同様に行ってきたので、先ほどと同じ理由で今後も債権回収が見込めないことや債権額が少額で取立てに要する費用に満たないため、当該債権を放棄したく提案するものです。

議案第7号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第7号の説明が終わりました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第11、議案第8号 権利の放棄についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案第8号についてご説明いたします。

はじめに、放棄する権利ですが、学校給食費債権1件で、平成19年9月分から平成20年3月分までの学校給食費4万320円となります。

次に、当債権に関するこれまでの対応についてご説明します。

当債権は、債務者が平成27年3月に東京都へ転出して以降、郵便による督促状及び催告書の送付を行ってきましたが、滞納解消に至らず、令和3年11月9日に東京簡易裁判所に対し支払い督促を申立て、債務者からの異議申立てがないことから、令和4年1月26日に仮執行宣言付支払い督促が受理されております。しかしながら、債務者と連絡が取れないことや今後の強制執行等の手続を行う場合の費用と比較し債権額が少額であることから、地方自治法施行令第171条の5第3号の規定に基づき、当該債権を徴収停止としたところです。

今後も債権回収が見込めないことや債権額が少額で取立てに要する費用に満たないため、当該債権を放棄したく提案するものです。

議案第8号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第8号の説明が終わりました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第12、議案第9号 美郷町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第9号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は議案16ページでございますが、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、議案資料集3ページをご覧ください。

まずは、第1条による改正でございますが、美郷町個人情報保護条例の一部改正でございます。これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴いまして、本条例中で引用されている法律名及び条項名を改正するものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例中で引用されている条項名を改正するものでございます。

議案16ページ下段をご覧ください。

附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第9号の説明が終わりました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第13、議案第10号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第10号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、令和3年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、国家公務員の措置と同様に非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和したく提案するものでございます。

改正条文は、議案18ページからでございますが、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、議案資料集5ページをご覧ください。

まずは、第2条の改正でございますが、育児休業の取得要件として、職員の引き続き在籍した期間が1年以上である旨の規定を廃止するものでございます。

次に、第19条の改正でございますが、部分休業の取得要件につきましても、職員の引き続き在籍した期間が1年以上である旨の規定を廃止するものでございます。

次に、資料下段から次のページにかけてでございますが、第23条及び第24条を新設し、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置について規定するものでございます。

内容といたしましては、職員またはその配偶者が妊娠や出産などの事実を任命権者に申し出たときは、育児休業の意向確認等の措置を義務づけると同時に、当該申出を理由に申し出た職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないと規定するものでございます。また、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、職員研修の実施や相談体制の整備を義務づけるものでございます。

附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第10号の説明が終わりました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第14、議案第11号 美郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 議案第11号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、国における保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等に対する処遇改善に係る取扱いを踏まえ、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

議案22ページをご覧ください。

改正内容でございますが、第10条の次に第11条処遇改善に係る特殊勤務手当という見出しで、保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員として会計年度任用職員に任用された職員に対し同手当を支給できることを規定するものでございます。また、支給に関する必要事項は別に定めることとしてございまして、規則で規定することとしてございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の同条例の規定は令和4年2月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第11号の説明が終わりました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第15、議案第12号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第12号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町下水道事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億8,000万円以内の金額を繰入れし、議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第12号の説明が終わりました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第13号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第13号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、美郷町農業集落排水事業の円滑な推進を図るため、一般会計から1億5,000万円以内の金額を繰入れし、議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第13号の説明が終わりました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第14号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第12号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 稜君） 議案第14号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に2,921万3,000円を追加する件、債務負担行為の変更1件、繰越明許費の追加12件、地方債の変更4件でございます。

はじめに、33ページ、第2表債務負担行為補正をご説明いたします。

秋田県中小企業融資制度経営安定資金利子補給ですが、今年度の融資額が当初の見込額以上に増えたことに伴い、翌年度以降の利子補給の額を増額するものでございます。

次に、34ページ、第3表繰越明許費補正をご説明いたします。

2款1項公共施設等最適化推進事業は、旧カントリーパーク施設解体工事ですが、豪雪により年度内完了が見込めないことから、繰り越すものでございます。

同じく2款1項非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、国の事業である当該事業のうち給付対象となる家計急変世帯については申請期限が令和4年9月30日と定められていることから、繰り越すものでございます。

同じく公用車管理事業は、アルコール検知器購入事業ですが、需要増による供給不足のため年度内納品が見込めないことから繰り越すものでございます。

同じく豪雪地帯安全確保事業は、国の補正予算による豪雪対策としての補助事業で地域安全克雪方針を策定し、雪下ろし等の安全講習会を開催するほか高齢者等の雪下ろしや除排雪の経済的支援、地域へ貸し出すための除雪機を購入する事業ですが、国の指示により令和3年度予算計上し全額を繰り越すものでございます。

6款1項農地集積加速化基盤整備事業は、県営基盤整備事業金沢地区、畑屋中央地区、鑓田南谷地地区、明田地野際地区及び太田南部地区への負担金でございます。それぞれ国の補正による事業費の増額と内容変更により年度内完了が見込めず、県が繰越明許費を設定することに伴うものでございます。

同じく農業水利施設整備事業は、県事業の基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農業水利施設活用小規模水力発電施設整備事業に対する負担金でございますが、機能診断や実施設計、地権者との交渉や工法に時間を要し、県が繰越明許費を設定することに伴うものでございます。

6款2項森林整備事業は、七滝山線森林管理道路整備工事ですが、第1工区の度重なる入札不調とそれに伴う設計内容の変更により年度内完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

8款の4事業につきましては、全て豪雪により年度内完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

集落間道路整備事業ですが、下明子線、南谷地東西法寺線改良舗装工事でございます。

維持補修事業は、橋梁調査業務及び橋梁補修工事などでございます。

社会資本歩道整備事業は、作山南明田地線歩道整備工事でございます。

社会資本舗装補修事業は、下畑屋外川原線舗装補修工事ほか3路線でございます。

9款1項防災対策事業は、ハザードマップ作成事業ですが、新たに防災重点ため池の浸水想定区域追加作業に時間を要するため繰り越すものでございます。

続きまして、35ページ、第4表地方債補正をご説明いたします。

変更の4つにつきましては、充当する事業の事業費の確定等により起債限度額を調整するものでございます。

合併特例債は7,090万円の増額、過疎対策事業債は8,250万円の減額、緊急浚渫事業債は330万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債は3,770万円の減額をするものでございます。増額でございます。失礼いたしました。

続きまして、歳入歳出についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の完了や完了見込み等による補正が大変多くなっております。こうした見込みも含めまして実績によるまたは事業の完了による等の理由での増減につきましては、特別説明が必要と思われるもの以外は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、40、41ページ、歳入から順にご説明いたします。

○**税務課長（小田長光仁君）** 1款1項1目個人の町民税でございますが、課税所得が当初見込みを上回ったことにより、現年課税分の所得割、均等割合合わせて818万5,000円の増額をお願いするものです。

同じく2目法人の町民税ですが、法人税割の税率改正及びコロナ禍の影響により19.1%の減額を見込んでおりましたが、実績では16%程度と減額の幅が小さくなっていることから400万円の増額をお願いするものです。

次の2項1目固定資産税ですが、現年課税分は償却資産の申告額の伸びによる400万円、滞納繰

越し分は実績により100万円、合わせて500万円の増額をお願いするものです。

次の3項軽自動車税1目種別割でございますが、現年課税分は登録台数の減により26万1,000円の減額、滞納繰越し分は実績により28万8,000円の減額をお願いするものです。

同じく2目環境性能割でございますが、実績見込みにより18万8,000円の増額をお願いするものです。

次のたばこ税は実績に基づき460万円の増額を、次の入湯税はコロナ禍の影響により利用者の減による11万7,000円の減額をお願いするものです。

1款町税の説明は以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きますして、10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の交付決定による留保分を計上するものでございます。これにより、普通交付税の予算計上額を交付決定額58億719万1,000円としてございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案42ページ、43ページをお願いします。

13款1項2目民生使用料2節のこども園使用料ですが、利用者の減少や利用料が全額助成される保護者が当初見込みよりも増加したことによる減額でございます。その下の広域入所給付金ですが、当初見込みより他自治体からの受入れ児童が増加したことによる増額でございます。また、延長保育事業利用料及び一時保育事業利用料ですが、利用実績に基づく減額でございます。

3目の放課後児童クラブ利用料ですが、途中退所などにより利用者が減少したことによる減額でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きますして、44ページ、45ページ下段をお願いいたします。

14款1項2目衛生費国庫負担金の1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチンの追加接種に係る医療従事者への謝金等に充当するものでございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 46ページ、47ページをお開き願います。

2項1目1節総務費補助金の上から2行目、地方創生推進交付金でございますが、滞在型観光を推進するための交付金で、山岳フィールドの整備における大型看板設置等の工事請負差額による実績減でございます。

○建設課長（木村英彰君） 1節の一番下、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金ですが、新規事業となります。国では、豪雪地帯における民家での除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、安全確保に向けた方針の策定と持続可能な除排雪体制の整備に取り組む自治体を支援する制度を令和3年12月20日に施行したもので、実施期間は令和3年度から3年間となっております。町ではこの制度を活用することとし、交付金額を計上するものでございます。交付率は、方針策定業

務については100%、方針に基づく各種事業については50%となっております。なお、執行につきましては、全額次年度に繰越しするものとしております。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2目民生費国庫補助金の2節子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は、児童手当受給者で令和3年度住民税均等割が非課税または家計急変された方に児童1人当たり5万円を国が支給するもので、国からの交付実績により減額するものです。なお、2月末時点の支給実績が180人で国からの交付額を下回る見込みとなりますが、その差額につきましては国からの指示により令和4年度での返還予定です。

その下の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、実績により減額するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君） その下の保育士等処遇改善臨時特例交付金ですが、国の令和3年度一般会計補正予算において新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる現場において働く保育士、幼稚園教諭及び放課後児童クラブ支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として収入を3%程度引き上げるための必要な費用を補助する保育士等処遇改善臨時特例交付金が創設されました。このことから、町では、認定こども園及び放課後児童クラブの会計年度任用職員を対象とし処遇改善を実施することといたしました。その内容ですが、議案第11号において説明のありました処遇改善に係る特殊勤務手当を支給することとします。また、補助対象期間は令和4年2月から実施することが条件とされ、令和3年度は2月及び3月の2か月分を補正予算で措置し、令和4年4月以降は令和4年度当初予算に予算措置をすることとしております。なお、交付率は全額国庫補助となります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3目衛生費国庫補助金の2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、追加接種での接種会場の運営等に要する経費に充当するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、4目土木費国庫補助金1節道路新設改良費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、町要望に対する交付率は1月補正分を合わせ52.9%でした。今年度当初予算におきましては、町申請額の64%程度を交付額として見込んでおりましたが、今回差引き分を減額するものでございます。

その下、2節住宅管理費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、耐震改修の補助につきまして実績見込みにより減額するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、48、49ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の6節新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金は、商品券の印刷や郵送、換金に係る経費の実績により減額するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、4目農林水産業費県補助金ですが、2節農業振興費補助金の下から2段目の雪害対策緊急支援事業費補助金は、令和2年12月14日からの大雪等により被害を受けた水稻育苗用ハウスなどの農業施設の復旧、次期作営農としての種苗、資材の購入や果樹棚等樹園地の復旧に対する支援事業で、収入見込額7,312万円に対し実績見込額が1,578万1,000円となったため、5,733万9,000円を減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 稜君） 52、53ページをお願いいたします。

18款1項1目振興基金繰入金は、地域振興などソフト事業に充当するため計上しておりましたが、財政状況により繰入れの必要がなくなったため、全額減額するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

20款4項2目民生費受託事業収入の1節介護予防・日常生活支援総合事業受託収入及び包括的支援事業・任意事業受託収入は、地域支援事業に対する介護保険事務所からの受託金で、実績見込みにより減額するものでございます。

5項3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入は、令和2年度障害者自立支援給付費国庫負担金の精算交付によるものでございます。

○総務課長（本間和彦君） 同じく県支出金過年度収入でございますが、令和3年1月7日からの大雪に係る災害救助費負担金の額確定に伴う増額補正でございまして、確定額は303万8,101円でございます。

続きまして、4目雑入の上から5段目の派遣職員人件費納入金でございますが、派遣職員2名分の人件費の確定額を見込み計上するものでございます。派遣先は、秋田県町村電算システム共同事業組合と六郷開発株式会社でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、56ページ、57ページ上段をお願いいたします。

後期高齢者医療療養給付費負担金精算金は、令和2年度の負担金で、令和3年度に精算が行われたため計上するものでございます。

○企画財政課長（高橋 稜君） 続きまして、21款町債でございます。

1項2目民生債から次のページの6目農業水産業債まででございますが、充当する各事業の実績や県との充当協議などを踏まえての増減額を計上してございます。この中で、2目民生債の3節児童福祉施設整備事業債は、仙南すこやか園冷房設備改修工事について適債事業に該当しないことから、見込んでおりました合併特例債を減額するものでございます。

3目土木債の1節町道新設改良事業債ですが、合併特例債は社会資本総合交付金の減額に伴う起債額の増でございます。

過疎対策事業債につきましては、限度額超過分を減額するものでございます。

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、充当予定の事業実績に伴う減額と過疎対策事業債の限度額超過分からの組替えによる増額でございます。

58、59ページの6目農林水産業債の1節農村整備事業債につきましては、国の補正予算で追加となりました県営基盤整備事業の負担金の財源として追加するものでございます。

4節農業振興事業債は、作物転換支援事業の実績によるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、歳入と同様、事務事業の完了や完了見込み等の理由による補正が多くなってございます。特別説明を必要とする部分以外は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、人件費に係る補正につきまして一括して説明をさせていただきます。

概要につきましては、112ページからの給与費明細書に記載してございますのでご覧いただけます。

まずは、1特別職でございますが、認定審査会委員及び廃棄物減量等推進審議会委員などの非常勤特別職の報酬につきまして、実績等により227万2,000円の減額としてございます。

次に、113ページの2一般職でございますが、ページ中段、アの会計年度任用職員以外の職員につきましては、年度途中での退職による給料及び共済費の減額、事業完了による時間外勤務手当の減額及び早期退職に係る特別負担金の増額などにより、トータル505万1,000円の減額としてございます。次に、イの会計年度任用職員につきましては、任用の実績による1,870万円の減額に加え、処遇改善に係る特殊勤務手当の171万8,000円の増額で、トータル1,698万2,000円の減額としてございます。

以上、一般職につきましては、合計で2,203万3,000円の減額でございます。

人件費に係る補正の概要は以上でございますが、各款項目の関連予算の説明は省略させていただきます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 66、67ページをお願いいたします。

2款1項7目電子計算費の10節消耗品費でございますが、今後購入予定の戸籍システムのデータ保存用テープカートリッジやプリンタートナーの予算に不足が見込まれるため、47万7,000円の増額をお願いするものでございます。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金でございますが、組合ではこれまで毎年度の決算による繰越額を財政調整基金として積み立てておりましたが、基金が累積してきたことから

基金条例を廃止し、基金を12町村に配分し戻入れすることとなりました。当町への配分額は約590万円で、戻入れの手續として組合に対する今年度の町の4期分の負担金と相殺することとなりました。組合への負担金の増額見込額約100万円と税制調整基金の戻入れ額590万円の差額を、負担金で減額するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きます、11目豪雪地帯安全確保事業費ですが、歳入でもご説明したとおり新規事業であり、具体的な事業内容となります。予算執行はいずれも次年度に繰越しするものでございます。

10節の消耗品費は、雪下ろし等安全講習会経費でございます。

12節の雪下ろし等支援事業委託料は、高齢者世帯や町民税非課税世帯の雪下ろしや玄関先の除排雪等を本人からの申出により業者等に委託するもので、費用負担は規定により本人と町で負担するものです。下段の地域安全克雪方針策定事業委託料ですが、除排雪作業中の事故を防ぐため現状把握と安全確保に向けた方針を策定するものです。

17節の除雪機等の購入ですが、地域内での共助による除雪作業をする場合を想定し町が除雪機械を貸出しする制度を創設するもので、3台購入し各地区に配置する計画としております。

○商工観光交流課長（高階 優君） 70ページ、71ページをお開き願います。

続きます、3款1項1目社会福祉総務費12節委託料、2行目の換金業務委託料ですが、住民税非課税世帯及び児童手当受給世帯を対象とした生活応援券給付事業の換金業務として給付対象人数を6,000人分として計上しておりましたが、給付実績といたしまして4,030人となったことから、その予算残額について減額するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きます、18節感染症対策環境整備支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる町内介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所が感染拡大防止を図るために設置する設備等への町補助で、26施設での実績により減額するものでございます。

2目障害者福祉費の18節地域活動支援センターふれあい負担金は、利用者及び利用日数の増加により増額するものでございます。

19節介護給付訓練等給付費は、サービス利用人数及び支給量の増加により増額するものでございます。

22節返還金は、令和2年度障害児入所給付費等国庫負担金事業の確定により計上するものでございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の10節消耗品費は、国委託金の確定により増額するものでございます。

○教育推進課長（武田浩之君）　続きまして、3目児童福祉施設費3節の特殊勤務手当ですが、歳入でご説明しました保育士、幼稚園教諭及び放課後児童支援員等の会計年度任用職員に対する処遇改善手当相当分になります。対象人数は、認定こども園の職員が103人、放課後児童クラブの職員が30人で、1人当たりの処遇改善額は、認定こども園の場合フルタイムの保育士等が月額8,000円、同じくフルタイムの子育て支援員等が月額6,000円を予定しております。また、パートタイムにつきましては、1週間の勤務時間に応じ減額調整をして支給することとします。放課後児童クラブですが、所長が月額6,000円、支援員等が月額5,000円を予定しております。

次に、10節の光熱水費ですが、六郷わくわく園の電気料に不足が見込まれることによる増額でございます。

議案76ページ、77ページをお願いします。

上段、22節の返還金は、認定こども園の運営費などに係る令和2年度子ども・子育て支援交付金等の交付額が確定したこと、また、4目子育て支援費22節の返還金は、放課後児童クラブの運営費などに係る令和2年度子ども・子育て支援交付金の交付額が確定したことによる返還金でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君）　続きまして、5目児童措置費の19節子育て世帯生活支援特別給付金は、国からの交付実績により減額するものでございます。

その下の子育て世帯への臨時特別給付金は、実績により減額するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費の10節光熱水費は、保健センターに係るもので予算不足が見込まれるため増額するものでございます。

78、79ページ上段をお願いいたします。

22節返還金は、令和2年度子ども・子育て支援交付金の交付額確定に伴い国へ返還するものでございます。

2目予防費の7節報償費は、乳幼児健診事業の実績見込みによる減額と新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る医療従事者への謝金等に不足が見込まれるため増額するものでございます。

12節事務事業委託料は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に当たり接種や会場設営等業務を委託することで予算に不足が見込まれるため増額するものでございます。

22節返還金は、令和2年度ワクチン接種体制確保事業国庫補助金の額の確定により返還が生じ

たことにより計上するものでございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、82、83ページをお願いいたします。

6款農林水産業費ですが、減額分の主なものとしまして3目農業振興費18節、下から2段目の雪害対策緊急支援事業補助金は、歳入でご説明いたしました大雪等による農業施設の復旧、種苗、資材の購入や、果樹棚等樹園地の復旧に対する支援事業で、当初169の経営体においてパイプハウス等224件の被害を確認し、その後の果樹等を含めた被害の拡大も想定し予算措置いたしました。最終的な実績見込みといたしましては、107の経営体においてハウス等が114件、果樹が4件、計118件となり、支出見込額1億961万1,000円に対し実績見込額が2,408万1,000円となったため、8,560万円を減額するものでございます。

次に、増額分につきまして、84、85ページをお願いいたします。

6目畜産業費18節、下から3段目の家畜防疫注射料補助金は、牛の感染症対策の予防接種費用の2分の1を補助するもので、接種対象牛の増加により不足が見込まれることから増額するものでございます。

7目農村整備費18節県営事業費負担金は、仙平第2地区基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業費増によるもので、太田斉内地区の小水力発電施設整備事業の令和3年度通常分の一部と合わせて繰越明許となります。

次の県営基盤整備事業費負担金は、国の令和3年度補正予算等によるもので、金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際の4地区及び太田南部地区がそれぞれ増額となり、令和3年度通常分の一部と合わせて繰越明許となります。

県営基盤整備事業調査計画費負担金は、六郷西部第2地区の調査計画費の負担金で、事業費増によるものでございます。

6款農林水産業費の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 88ページ、89ページをお開き願います。

7款1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金の4行目に記載の空き店舗等活用家賃支援事業補助金ですが、町内の空き店舗に新たに1事業者が入居することになったため、その家賃補助2か月分について補正をお願いするものでございます。

続きまして、中段付近、10行目に記載の飲食事業者感染症対策間仕切り設置支援事業補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対策として実施した間仕切り設置、換気扇等の設置に対する補助事業として予算額400万円を計上しておりましたが、実績といたしまして補助件数15件、補助金額124万3,000円となったため、その予算残額について減額するものでございます。

次の段の事業継続支援金ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が減少した事業者に対しての支援金給付事業になりますが、予算額として給付対象事業者を400事業者、給付額の平均額を20万円と見込み8,000万円を計上しておりましたが、交付実績といたしましては交付件数85件、交付額1,818万円となり、その予算残額について減額するものでございます。

続きまして、3目観光費ですが、恐れ入ります、92ページ、93ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金、2行目に記載の温泉運営費補助金ですが、六郷温泉あったか山におきまして昨年の4月と8月の2回、今年に入りまして1月から2月にかけての1回、計3回延べ53日間にわたりまして温泉設備等の故障により長期休業をいたしました。施設の老朽化や天災といった指定管理者の責に帰すことができない事情による休業であることから、休館中における温泉施設の維持のために必要な最小限の費用について補助するものでございます。なお、積算に当たりましては、休館中における最低限の職員人件費、燃料費、光熱水費等固定費に相当する部分についてのみ計上しているものでございます。

7款の説明は以上です。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8款2項2目道路維持費の14節の路面表示工事ですが、美郷町交通安全計画にあります通学路の安全対策として新年度が始まる前に路面標示を行いたく、補正をお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、94、95ページをお開き願います。

中段、5項1目下水道費の18節の下の段、浄化槽水質環境保全費補助金は、当初1,664件を見込んでおりましたが、26件分の追加をお願いするものでございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時00分）

（午後1時00分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案100ページ、101ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費10節の光熱水費ですが、六郷小学校及び仙南小学校の電気料に不足が見込まれること、また、11節の通信運搬費は小学校3校におきまして教育用インターネット回線の増設等により不足が見込まれること、さらに、13節の下水道使用料は六郷小学校の利用実績により不足が見込まれることによる増額でございます。

3項1目学校管理費の通信運搬費ですが、美郷中学校の教育用インターネット回線の増設等により不足が見込まれるための増額でございます。

議案の110ページ、111ページをお願いします。

5項3目学校給食費10節の光熱水費ですが、北学校給食センターの電気料に不足が見込まれること、また、給食材料費は、新型コロナウイルスの影響により学校行事等が中止となり給食提供日数が当初計画より小学校で7日、中学校で10日ほど増となり不足が見込まれることから、それぞれ増額をお願いするものでございます。

10款の説明は以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、12款1項1目公債費の元金でございますが、繰上償還を年度途中に予算計上したことに伴う本来償還額の減額でございます。

同じく2目利子でございますが、元金同様、繰上償還に伴う本来償還分の利子の減額でございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございます。森林環境保全基金積立金は、今年度交付されました森林環境譲与税を財源とする事業の実績により充当残額を積み立てるものでございます。公共施設整備基金積立金は、今回の補正での財政状況により後年度の公共施設整備のための財源として4億円を積み増しするものでございます。

14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を調整するものでございます。

議案第14号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第14号の説明が終わりました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第18、議案第15号 令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第15号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,507万6,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、124、125ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金の1節は、新型コロナウイルス感染症対応分として増額する

ものがございます。

4款1項2目特別交付金及び3目福祉医療基盤強化補助金は、額確定によりそれぞれ増額、減額するものがございます。

5款1項1目利子及び配当金の1節国民健康保険事業基金利子は、利子確定見込みにより減額するものがございます。

8款1項1目一般被保険者延滞金の1節は、実績見込みにより増額するものがございます。

3項1目一般被保険者第三者納付金の1節は、実績見込みにより減額するものがございます。
歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出をご説明いたします。126、127ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の11節通信運搬費は、実績見込みにより減額するものがございます。

12節特別調整交付金申請支援業務委託は、医療費総額のうち結核及び精神病に関わる割合が交付基準の14%以下となり特別調整交付金の該当にならず、申請に必要なデータ抽出業務等が不要となったため減額するものがございます。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、実績見込みにより減額するものがございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から、128、129ページの3款3項1目介護納付金分までは、財源補正でございます。

5款1項特定健康診査等事業費及び2項保健事業費は、実績見込みにより減額するものがございます。

130、131ページをお願いいたします。

6款1項1目国民健康保険事業基金積立金の24節積立金は、基金利子額確定見込みにより減額するものがございます。

8款1項3目その他償還金の22節は、令和2年度災害特例臨時交付金額確定により返還が生じたため計上するものがございます。

9款1項1目予備費は、補正調整額でございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第15号の説明が終わりました。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第19、議案第16号 令和3年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第16号につきましてご説明いたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ302万7,000円減額する件、繰越明許費の設定2件及び地方債補正2件でございます。

はじめに、繰越明許費から説明いたします。137ページをお開きください。

上段、1款3項の流域下水道大曲処理区建設事業ですが管渠耐震診断業務委託について、下段の県南地区広域汚泥資源化事業では発注支援業務委託について、それぞれ一部次年度へ繰り越す旨秋田県から通知があり、その負担相当額を計上しております。

次のページ、138ページをお開きください。

地方債補正でございます。

流域下水道事業債並びに資本費平準化債につきまして、町の負担額の減並びに事業費の確定見込みに伴い限度額をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、142、143ページをお願いいたします。

歳入。

1款1項1目1節受益者負担金ですが、新規に加入した3件について5年分割で支払いのところを一括支払いにされたことによる増額でございます。

2款1項1目の下水道使用料ですが、納付見込みにより補正するものでございます。

2項1目1節の登録手数料、指定店登録ですが、14件分の増によるものでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金につきましては、実績見込みにより減額するものです。

5款3項1目1節の雑入ですが、メーター更新によるスクラップ収入によるものです。

6款1項1目1節の流域下水道事業債は事業に対する町の負担金額の減に伴うもの、2節の資本費平準化債は事業費の確定見込みに伴い減額するものでございます。

次のページ、144、145ページをお願いいたします。

歳出。

1款1項1目18節の負担金並びに26節の公課費ですが、いずれも額確定に伴う減額でございます。

続いて、2項1目11節から18節まで及び3項1目18節は、実績見込みによる減額でございます。

2款1項1目22節償還元金並びに2目22節償還金利子は、額確定に伴う増額でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第16号の説明が終わりました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第17号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第17号につきましてご説明いたします。

今回の補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ275万5,000円減額するものがございます。

内容につきまして説明いたします。154ページ、155ページをお開きください。

歳入。

2款1項1目農業集落排水使用料につきましては、納付見込みにより補正するものでございます。

5款3項1目1節雑入はメーター更新に伴うスクラップ収入の増額、2節の消費税還付金は額確定に伴う減額でございます。

続きまして、次のページ、156、157ページをお願いいたします。

歳出。

1款1項1目12節のメーター検針委託料及び18節の負担金は、いずれも額確定による減額でございます。

続いて、2項1目10節から18節につきましては、いずれも実績見込みによる減額でございます。

2款1項2目23節償還金利子につきましては、額確定による増額でございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第17号の説明が終わりました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第18号 令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第18号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、166、167ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料の1節現年度分は、実績見込みにより減額するものでございます。

2目普通徴収保険料の1節現年度分及び2節過年度分は、実績見込みにより増額するものでございます。

2款1項1目督促手数料の1節督促手数料は、実績見込みにより増額するものでございます。

3款1項1目事務費繰入金の1節徴収経費分及び2節保険基盤安定繰入金は、実績見込みにより減額するものでございます。

5款1項1目延滞金の1節延滞金は、実績見込みにより増額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。168、169ページをお願いいたします。

1款1項1目徴収費の10節は、印刷製本費は実績見込みにより減額するものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節は、実績見込みにより増額するものでございます。

4款1項1目予備費は、補正調整額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第18号の説明が終わりました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第22、議案第19号 令和3年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議長、すみません。先ほど議案第17号で説明の誤りがありましたので、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 許可いたします。

○建設課長（木村英彰君） 大変失礼いたしました。議案157ページです。

2款1項2目22節というところを23節と私説明してしまいました。正確には22節ですので、謝

りまして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それでは、議案第19号につきまして、説明いたします。

はじめに、第2条収益的収入について、第1款第1項営業収益を354万円増額し、第2項営業外収益を425万8,000円減額するものです。

続いて、支出について、第1款第1項営業費用を388万4,000円減額し、第2項営業外費用を30万7,000円増額とするものです。

続いて、第3条資本的収入及び支出について、第3条に記載のとおり額をそれぞれ改めるものでございます。

次の172ページをお開きください。

収入、第1款資本的収入について、第1項企業債から第4項補助金までそれぞれ記載の金額の計1,221万6,000円を減額するものとし、支出、第1款資本的支出について、第1項建設改良費1,142万8,000円を減額するものでございます。

続いて、第4条他会計からの補助金を記載のとおり減額するものでございます。

補正の内容を説明いたします。178、179ページをお開きください。

収益的収入。

1款1項1目の給水収益は、使用水量の増に伴い350万円の増額としております。

3目の手数料は、給水装置工事検査手数料3件分の増及び工事事業者1社分の指定手数料の増でございます。

2項2目の一般会計からの繰入金を実績見込みにより800万円減額するものでございます。

3目加入金ですが、4件分の新規加入見込み減による減額でございます。

4目長期前受金戻入額は、過去に補助事業で整備した資産の減価償却費に含まれる補助金相当額を収益化するもので、今年度は精査により109万2,000円の増となるものです。

6目消費税及び地方消費税還付金は、事業費確定見込みにより300万円見込むものでございます。

続きまして、支出。

2款1項1目原水及び浄水費につきましては、施設維持管理費用の実績見込みによる減額でございます。

4目総係費につきましては、水道事務費の実績見込み及び委託料の額確定による減額でございます。

5目の減価償却費につきましては、令和3年度に取得した機械及び装置などの財産の増及び老朽化により更新した機械の減により、減価償却費に変更が生じたものでございます。

2 段目にあります無形固定資産とは、水道施設管理システムのことでございます。

2 項 1 目支払利息は、額確定による増額でございます。

続きまして、次のページ、180、181ページをお開きください。

資本的収入。

1 款 1 項企業債から 4 項補助金まで、今年度の事業費実績見込みに伴う減額でございます。

支出。

1 款 1 項 1 目施設改良費は、今年度の事業費実績見込みによる減額でございます。

一番下段、2 目の量水器購入費は、新規加入者の水道メーター購入費の減額でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第19号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日 3 月 2 日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 1 時 2 0 分)